

北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める 「くろまぐろ」について

(第6管理期間：令和2年4月～令和3年3月)

令和	2年	3月31日	公表
令和	2年	6月6日	変更
令和	2年	6月30日	変更
令和	2年	8月29日	変更
令和	2年	9月30日	変更
令和	2年	10月27日	変更
令和	2年	11月3日	変更
令和	2年	12月25日	変更

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本道においてくろまぐろは、定置網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業により、太平洋、日本海及びオホーツク海で漁獲されている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本道の数量について本道の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕数量の公表等実効措置を講じるため同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
併せて、採捕の数量が積み上がり本道の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正や採捕停止の措置を講じるものとする。
- 4 適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、北海道立総合研究機構水産研究本部及び国又は関係都府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について本道の知事管理量に関する事項

第6管理期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の知事管理量は、次表のとおりである。

	くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)
知事管理量	124.80 トン	308.50 トン
備考	うち 1.00 トンを北海道の留保とする。	うち 1.00 トンを北海道の留保とする。

- ・ 小型魚並びに大型魚の留保数量は、不確実な漁獲量の拡大に備えるとともに、資源の

来遊状況等に応じて柔軟に対応するために用いることとする。

- 他府県等との配分量の融通や留保の利用などについて、関係漁業者等を構成員とするクロマグロ TAC 数量管理委員会において協議が整った場合は、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表は公表内容を反映した数量とする。
なお、公表内容については、関係海区漁業調整委員会へ報告することとする。
- 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本道の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本道の採捕の数量と同等に、上表の本道の知事管理量が変更されることとなる。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

採捕の種類別の割当量は、次表のとおりである。

採捕の種類	割当量	
	小型魚	大型魚
定置網漁業を除く採捕	60.74 トン	193.09 トン
定置網漁業による採捕	63.06 トン	114.41 トン

(注) 定置網漁業とは、定置漁業、底建網漁業、小型定置網漁業をいう。

海域別の割当量は、次表のとおりである。

採捕の種類	海 域	割当量	
		小型魚	大型魚
定置網漁業 を除く採捕	1 渡島総合振興局管内沖合海域	44.73 トン	177.24 トン
	2 檜山振興局管内沖合海域	1.70 トン	4.80 トン
	3 石狩振興局及び後志総合振興局管内沖合海域	1.00 トン	1.20 トン
	4 胆振総合振興局管内沖合海域	0.11 トン	0.65 トン
	5 日高振興局管内沖合海域	0.90 トン	1.50 トン
	6 十勝、釧路、根室、オホーツク（総合）振興局管内沖合海域	0.00 トン	0.50 トン
	7 宗谷総合振興局管内沖合海域	1.60 トン	1.00 トン
	8 留萌振興局管内沖合海域	10.70 トン	6.20 トン
	計	60.74 トン	193.09 トン
定置網漁業 による採捕	1 渡島総合振興局管内沖合海域	54.80 トン	95.85 トン
	2 檜山振興局管内沖合海域	0.00 トン	0.00 トン
	3 石狩振興局及び後志総合振興局管内沖合海域	3.20 トン	9.60 トン
	4 胆振総合振興局管内沖合海域	1.56 トン	2.02 トン
	5 日高振興局管内沖合海域	1.00 トン	2.60 トン
	6 十勝総合振興局管内沖合海域	0.31 トン	0.74 トン
	7 釧路総合振興局管内沖合海域	0.24 トン	0.00 トン
	8 根室振興局管内沖合海域	0.55 トン	1.10 トン
	9 オホーツク総合振興局管内沖合海域	0.20 トン	1.80 トン
	10 宗谷総合振興局管内沖合海域	0.10 トン	0.10 トン
	11 留萌振興局管内沖合海域	1.10 トン	0.60 トン
	計	63.06 トン	114.41 トン

- 他府県等との配分量の融通や留保の利用、小型魚・大型魚毎における採捕の数量及び海域別間の割当量の移譲について、関係漁業者等を構成員とするクロマグロ TAC 数量管理委員会において協議が整った場合は、その内容を公表するものとし、当該公表がなさ

れた場合は、上表は公表内容を反映した数量とする。

なお、公表内容については、関係海区漁業調整委員会へ報告することとする。

- ・ 本道の採捕の数量が小型魚又は大型魚の採捕の種類別又は海域別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類別又は海域別に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下、「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、採捕の停止命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 採捕の報告体制等について

- (1) 各漁業協同組合は、くろまぐろの採捕があった場合は毎日速やかにその数量を報告するものとする。

なお、報告は道が別途指示する方法により、電子データの入力を行うこととし、入力されたデータを基に作成される全道のくろまぐろの採捕状況について、所属する漁業者と情報を共有するものとする。

- (2) 道は、採捕の数量が第2の知事管理量（留保の数量を除く）の7割を超えた時点から、1日に小型魚又は大型魚が1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 道は法第8条第2項の規定に基づき、本道における小型魚又は大型魚の採捕の数量が、知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本道の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表する。

3 早期是正措置

道は、第3の採捕の種類別及び海域別の割当量の5割を超えた時点で、早期是正措置の実施に備えるよう通知する。

また、第4の2(1)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を道内の漁業者等に対し講じるものとする。

- (1) 定置網漁業を除く採捕のうち、まぐろ釣り漁業・まぐろはえ縄漁業の場合

- ① 定置網漁業を除く採捕の割当量の7割を超えた又はそのおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。
- ・ 道は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- ② 定置網漁業を除く採捕の割当量の8割を超えた又はそのおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。
- ・ 道は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- ③ 定置網漁業を除く採捕の割当量の9割を超えた又はそのおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

- ・ 道は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
ただし、者別に配分を細分化して管理している場合は、配分枠の遵守状況を踏まえつつ勧告する。

(2) 定置網漁業の場合

- ① 定置網漁業による採捕の割当量の7割を超えた又はそのおそれがあると認めるとき
 - ・ 漁業者は、網起こしの回数を1日1回の抑制に取り組む。併せてくろまぐろの個体の放流に努める。
ただし、魚探や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。
 - ・ 道は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ② 定置網漁業による採捕の割当量の8割を超えた又はそのおそれがあると認めるとき
 - ・ 漁業者は、網起こしの回数を1日1回の抑制に取り組む。併せてくろまぐろの個体の放流に努める。
ただし、魚探や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。
 - ・ 道は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ③ 定置網漁業による採捕の割当量の9割を超えた又はそのおそれがあると認めるとき
 - ・ 漁業者は、全てのくろまぐろの放流に取り組む。
 - ・ 道は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
ただし、漁場別等に配分を細分化して管理している場合は、配分枠の遵守状況を踏まえつつ勧告する。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- ① 道は、道内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、道内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、道は国や他の都府県に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、道は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

- (1) 本道の採捕の数量が原則として第2の知事管理量（留保の数量を除く）の9割5分を超える時点で、道は、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

- (2) 本道の採捕の数量が原則として第3の採捕の種類別又は海域別の数量の9割5分を超える時点で、道は、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (3) なお、本道の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、第3の採捕の種類別又は海域別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、道は、採捕の停止命令を発出するものとする。

2 その他採捕の停止命令に関すること

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、第3の採捕の種類別における定置網漁業を除く採捕等について採捕の停止命令が出された際は、本道の水面での遊漁者も命令対象者となり、道が道内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。